

国基本指針(案)の構成

現行(第4期介護保険事業計画)	改正案(第5期介護保険事業計画)	摘要
第二 介護保険事業計画の作成に関する事項	第二 介護保険事業計画の作成に関する事項	
一 介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	一 介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化	1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化	
2 平成26年度目標値の設定	2 平成26年度目標値の設定	「サービス付き高齢者向け住宅の普及・目標値の設定」について追加
3 介護保険事業計画の作成のための体制の整備	3 介護保険事業計画の作成のための体制の整備	
(一)市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携	(一)市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携	
(二)介護保険事業計画作成委員会等の開催	(二)介護保険事業計画作成委員会等の開催	
(三)被保険者の意見の反映	(三)被保険者の意見の反映	
(四)市町村と都道府県との間の連携	(四)市町村と都道府県との間の連携	
4 要介護者等の実態の把握	4 要介護者等の実態の把握	「市町村は必要に応じて、日常生活圏域ニーズ調査等を行う」旨追加
5 日常生活圏域及び老人福祉圏域の設定	5 日常生活圏域及び老人福祉圏域の設定	
(一)日常生活圏域	(一)日常生活圏域	日常生活圏域の考え方について、「例えば各市町村の高齢化のピーク時まで目指すべき地域包括ケアシステムを構築することを念頭において、中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定める必要がある。」旨追加
(二)老人福祉圏域	(二)老人福祉圏域	
6 他の計画との関係	6 他の計画との関係	他の計画に「高齢者居住安定確保計画」が追加
(一)老人福祉計画との一体性	(一)老人福祉計画との一体性	
(二)市町村の基本構想との調和	(二)市町村の基本構想との調和	項目削除
(三)地域福祉計画との調和	(三)地域福祉計画との調和	
(四)医療計画との調和	(四)医療計画との調和	
(五)都道府県医療費適正化計画との調和	(五)都道府県医療費適正化計画との調和	「平成24年度末の療養病床の病床数に関する数値目標を達成することを前提」とすることが、「都道府県医療費適正化計画における療養病床の病床数、療養病床を有する医療機関の転換の意向等を勘案して」に変更
	<b>(五) 高齢者居住安定確保計画との調和</b>	項目追加
二 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	二 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的記載事項	義務記載事項として項目変更
1 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及びその見込量の確保のための方策	1 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	「及びその見込量の確保のための方策」を任意記載事項に変更
(一) 各年度における介護給付対象サービス(介護給付に係る介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み	(一) 各年度における介護給付対象サービス(介護給付に係る介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み	
イ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み	イ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み	
① 市町村及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型サービスの量の見込み	① 市町村及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型サービスの量の見込み	
② 指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの量の見込み	② 指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの量の見込み	サービス種類に「定期巡回・随時対応型訪問看護」「複合型サービス」が追加
ロ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込み	ロ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込み	
<b>(二) 介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策</b>		任意記載事項に変更
(三) 各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み	(三) 各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み	
イ 市町村及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型介護予防サービスの量の見込み	イ 市町村及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型介護予防サービスの量の見込み	
ロ 指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの量の見込み	ロ 指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの量の見込み	
<b>(四) 予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策</b>		任意記載事項に変更

現行(第4期介護保険事業計画)	改正案(第5期介護保険事業計画)	摘要
<b>2 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策等</b>	<b>2 各年度における地域支援事業の量の見込み</b>	<b>「地域支援事業に要する費用の額」が任意記載事項に変更</b>
(一)地域支援事業に要する費用の額		任意記載事項に変更
(二)地域支援事業の量の見込み	(一)地域支援事業の量の見込み	
イ 介護予防事業対象者数の見込み	イ 介護予防等事業対象者数の見込み	
ロ 介護予防事業対象者の把握	ロ 二次予防事業の対象者の把握	
	<b>二の二 市町村介護保険事業計画の作成に関する任意記載事項</b>	任意記載事項として新たに項目追加
	1 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策	任意記載事項に変更
	(一) 介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策	任意記載事項に変更
	(二) 予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策	任意記載事項に変更
	<b>2 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策等</b>	任意記載事項に変更
	(一)地域支援事業に要する費用の額	任意記載事項に変更
(三) 地域支援事業の見込量の確保のための方策	(二) 地域支援事業の見込量の確保のための方策	任意記載事項に変更
(四) 地域包括支援センターの設置及び適切な運営	(三) 地域包括支援センターの設置及び適切な運営	任意記載事項に変更
(五) 保健福祉事業に関する事項	(四) 保健福祉事業に関する事項	任意記載事項に変更
(六) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価	(五) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価	任意記載事項に変更
3 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項	3 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項	任意記載事項に変更
4 予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	4 予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	任意記載事項に変更
5 市町村特別給付に関する事項	5 市町村特別給付に関する事項	任意記載事項に変更
6 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項	6 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項	任意記載事項に変更
7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	任意記載事項に変更
	8 介護保険事業計画に位置付けて重点的に取り組むことが望ましい事項 地域包括ケアシステム実現のため、今後重点的に取り組むことが必要な、①認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、②医療との連携に関する事項、③高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項、④その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事項を地域の実情に応じて各市町村が判断のうえ各市町村が重点的に取り組む事項として選択して位置付け、その事業内容等について定めることが望ましい。	項目追加
<b>三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項</b>	<b>三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的記載事項</b>	義務記載事項として項目変更
1 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	1 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	
(一) 各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	(一) 各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	
(二) 各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込み	(二) 各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込み	
(三) 老人福祉圏域を単位とする広域的調整	(三) 老人福祉圏域を単位とする広域的調整	
(四) 市町村介護保険事業計画との整合性の確保	(四) 市町村介護保険事業計画との整合性の確保	「(医療療養病床からの転換分について)当該数値が都道府県医療費適正化計画における平成24年度末の療養病床の病床数に関する数値目標を達成できる数値となるよう」の記載が削除

現行(第4期介護保険事業計画)	改正案(第5期介護保険事業計画)	摘要
	三の二 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する任意記載事項	任意記載事項として新たに項目追加
2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項	1 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項	任意記載事項に変更
(一) 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項	(一) 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項	任意記載事項に変更
(二) ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項	(二) ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項	任意記載事項に変更
(三) ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項	(三) ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項	任意記載事項に変更
3 介護サービス情報の公表に関する事項	2 介護サービス情報の公表に関する事項	任意記載事項に変更
4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項	3 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項	任意記載事項に変更
5 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項	4 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項	任意記載事項に変更
6 予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	5 予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	任意記載事項に変更
7 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項	6 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項	任意記載事項に変更
8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	任意記載事項に変更
	<b>8 財政安定化基金の取崩しに関する事項</b>	項目追加
四 その他	四 その他	
1 介護保険事業計画の作成の時期	1 介護保険事業計画の作成の時期	
2 介護保険事業計画の期間	2 介護保険事業計画の期間	
3 介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価	3 介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価	
4 介護保険事業計画の公表	4 介護保険事業計画の公表	
第三[略]	第三[略]	
第四	<b>第四</b> 東日本大震災における被災自治体の介護保険事業計画の策定について 被災自治体においては、高齢者等の実態把握のための十分な体制を整えること、介護保険事業計画の策定に向けた準備作業が困難な場合があるため、第5期介護保険事業計画の策定については、この指針にかかわらず、被災自治体の実情に応じて、弾力的な取扱いを行っても差支えないこととする。	項目追加